第　３１　回　　行　田　市　農　業　委　員　会　議　事　録

開　催　年　月　日	令　和　７　年　１２　月　２５　日
開　催　場　所	行　田　市　産　業　文　化　会　館　２　Ａ　会　議　室
開　議　時　刻	９　時　００　分
閉　議　時　刻	１０　時　００　分

会　長	藤　間　光　治	会長代理	中　村　賢　一・伊　東　普　丈

農業委員出席状況	議席番号	氏　名	摘　要	議席番号	氏　名	摘　要
	1	藤　間　光　治	出 ○ 席　欠　席	9	新　井　健　一	出 ○ 席　欠　席
	2	中　村　賢　一	出 ○ 席　欠　席	10	関　口　浩　幸	出 ○ 席　欠　席
	3	寺　田　浩　市	出 ○ 席　欠　席	11	伊　東　普　丈	出 ○ 席　欠　席
	4	赤　羽　修　一	出　席　欠 ○ 席	12	田　口　隆　一	出 ○ 席　欠　席
	5	髙　澤　克　芳	出 ○ 席　欠　席	13	宮　﨑　　薫	出 ○ 席　欠　席
	6	川　島　悦　男	出 ○ 席　欠　席			
	7	太　田　　実	出 ○ 席　欠　席			
	8	間々田　英　治	出 ○ 席　欠　席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏　　名	摘　　要	地区番号	氏　　名	摘　　要
	①			⑪	中　村　彰　男	出 ○ 席　　欠　　席
	②			⑫	堀　口　晴　義	出 ○ 席　　欠　　席
	③	石　島　　稔	出 ○ 席　　欠　　席	⑬		
	④	浜　山　陽　子	出 ○ 席　　欠　　席	⑭		
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	寺　田　正　彦	出 ○ 席　　欠　　席
	⑦			⑰	島　嵜　典　緒	出 ○ 席　　欠　　席
	⑧			⑱		
	⑨			⑲		
	⑩			⑳		
関係者				書記	局　　長	小　林　　誠
					主　　査	赤　城　太　郎
					主　　事	髙　澤　茉　鈴

１　開会	事務局長	開会宣告（９：００）
２　会長あいさつ	会長	あいさつ
３　議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
４　議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、中村委員、寺田委員両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。
５　議事 「議案第１号」 農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主事	はじめに、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。 議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の１ページをご覧ください。議案第１号は、３件となっております。 進行番号１番、谷郷に在住する譲受人が、譲渡人が所有する和田字南屋敷〇〇〇〇、地目：田、４９５㎡、外６筆、計４，７５６㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の１ページをご覧ください。行田市総合公園の北側に位置する農振農用地でございます。 進行番号２番、荒木に在住する譲受人が、譲渡人が所有する白川戸字文殊前〇〇〇〇、地目：田、１，１２３㎡、外２筆、計３，１８５㎡について経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。西明寺の南東に位置する農地でございます。 進行番号３番、斎条に在住する譲受人が、譲渡人が所有する斎条字北反戸〇〇〇〇、地目：田、９３㎡について経営の安定を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。行田市消防署北分署の東側に位置する農地でございます。 以上、議案第１号について、事務局で農地法第３条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。

	議長	事務局から議案第１号についての説明がございました。 何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （意見、質問なし）
	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第１号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。 よって議案第１号は承認することといたします。
「議案第２号」 農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について		次に、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。なお、この案件は委員自らが関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第３１条の規程により、議事参与の制限が適用されますので、中村推進委員には一時退席をお願いします。その他、該当する方は申し出てください。 （中村推進委員　退席）
	議長	事務局より説明をいたさせます。
	主査	議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の２ページをご覧ください。議案第２号は、６件となっております。 進行番号１番、行田市城南に在住する譲受人が、譲渡人が所有する白川戸字柳坪〇〇〇〇、地目：畑、３３３㎡について、売買により住宅、１棟、建築面積１２４．６２㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。譲受人は現在、市内の借家で夫と子供２人の家族４人で暮らしていますが、子どもの成長とともに手狭となったため、独立した住居を構えたいと考えていたところ、市街化区域内などでも土地探

		しをしていましたが、交通アクセスのよいバイパス道路に近く、北小学校にも近いことから家族にとって最適な住環境であるため、申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の４ページをご覧ください。行田バイパス白川戸交差点の北西に位置する白川戸地内の農地でございます。 次に、進行番号２番、鴻巣市に在住する譲受人が、父である譲渡人が所有する若小玉字鞘戸〇〇〇〇、地目：田、４３８㎡について、贈与により住宅１棟、建築面積１４９．０５㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。譲受人は現在、鴻巣市内の借家で暮らしていますが、来年子どもが生まれる予定であり、独立した住居を構えたいと考えていたところ、将来的に引き継ぐ予定の米農家の父が所有する農地にて、申請に至ったものでございます。なお、残地農地については引き続き、譲受人も手伝いながら譲渡し人が管理、営農していくとのことです。場所につきましては、位置図の５ページをご覧ください。県道熊谷羽生線藤原２丁目交差点の北西に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号３番、熊谷市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する前谷字北通〇〇〇〇、地目：田、３９０㎡について、売買により住宅１棟、建築面積８１．９８㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。譲受人は、現在、熊谷市内の借家に暮らしていますが、老後に向け、独立した住居を構えたいと考え、熊谷市内で土地を探していましたが、希望に合う土地が見つからず、近隣の市町村で探したところ、交通の便がよく買い物などがしやすい申請地での承諾が得られたため申請に至ったものでございます。場所につきましては、位置図の６ページをご覧ください。行田市水道庁舎の南西に位置する前谷地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号４番、行田市樋上に在住する譲受人が、叔父である譲渡人が所有する下忍字西谷〇〇〇〇、地目：田、３３０㎡について、使用貸借により住宅１棟、建築面積１００．１５㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。譲受人は現在、市内の実家で暮らしていますが、申請地近くで暮らす祖母の送迎などの面倒を見るために叔父の所有する申請地にて申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の７ページをご覧ください。県道行田東松山線下忍交差点の南に位置する下忍地内の農地でございます。 次に、進行番号５番、行田市栄町に在住する譲受人が、譲渡人が所有する下忍字京田〇〇〇〇、地目：田、９７６㎡について、売買により診療所１棟、建築面積３４８．３２㎡の建築をするものとして、申請があっ

		たものでございます。譲受人は、自治医科大学付属さいたま医療センターにて泌尿器科の専門医として勤務後、埼玉県内の地域病院において泌尿器科及び皮膚科の診療に従事してきました。また、行田市栄町において譲受人の父が長年歯科医院を営んでおり、いつか自身も地元の行田市で地域医療に貢献したいと思い、この度、開業することに至ったものでございます。事業計画では、泌尿器科と皮膚科診療、譲受人を含め医師２名、看護師２名、事務員２名の体制となっており、建物は診察室３室、処置室、オペ・内視鏡室、ＣＴＸ線室、美容施術室となっており、２階は院長室とスタッフルーム等となっております。申請地は北側と南側が市道、東側は水路と市道、西側には調剤薬局予定地となっており、周囲にフェンスやコンクリートブロックを配置し被害防除を講ずるものでございます。また、雑排水は浄化槽から北側道路側溝へ接続し放流、雨水については敷地内に地下貯留槽を設け、オーバーフロー分を北側道路側溝へ放流する計画となっており、排水先である元荒川上流土地改良区の排水放流承認済みでございます。添付書類として医師免許等が添付されており、開業後は診療所の開業届とエックス線装置設置届を加須保健所への提出することも相談済みとなっております。事業計画等を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることか、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の８ページをご覧ください。県道行田東松山線下忍交差点の北に位置する下忍地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号６番、さいたま市にて調剤薬局等を営む譲受人が、譲渡人が所有する下忍字京田〇〇〇〇、地目：田、９７７㎡について、賃借権により調剤薬局１棟、建築面積５４㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。申請人は、さいたま市に本社を置き、埼玉県内に２店舗調剤薬局を営んでおり、進行番号５番の診療所開業に合わせて、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、薬剤師２名、事務員４名の体制となっており、申請地の周囲をフェンス、コンクリートブロックを配置し、被害防除を講ずるものでございます。また、雑排水は浄化槽から南側に新設する道路側溝へ接続し放流、雨水については敷地内に地下貯留槽を設け、オーバーフロー分を南側に新設する道路側溝へ放流する計画となっており、排水先である元荒川上流土地改良区の排水放流承認済みでございます。添付書類として薬剤師免許等が添付されており、薬局開設許可申請について加須保健所へ相談済みとなっております。事業計画等を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることか、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の８ページをご覧ください。県道行田東松山線下忍交差点の北に位置する下忍地内の集落内農地でございます。 以上で議案第２号の説明を終わりますが、去る１２月１８日、現地調査をしていただいておりますので、

		川島委員にご報告をお願いいたします。
	川島委員	去る１２月１８日、私と太田委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第２号についての説明及び川島委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
		（なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第２号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
		（全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第２号は承認することといたします。退席した委員の入室を認めます。
		（中村推進委員　入室）
	議長	中村推進委員に申し上げます。議案第２号は原案のとおり承認されました。
『報告事項』		次に報告事項でございます。専決事項等に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主事	議案書３ページをご覧ください。 （１）、（２）につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。（１）「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の専決

		について」でございます。本件は、１件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 （２）「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、５件の届出があり、転用目的は、薬局、駐車場、住宅敷地、分譲住宅敷地、建売分譲住宅　でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
６　その他	事務局長	つづきまして、その他でございます。 ・委員の改選と募集について ・権限移譲について（県農業政策課との打ち合わせ報告） ・権限移譲後の手続きの流れについて ・北埼玉地区農業委員会協議会研修会について ・農業委員会手帳の配布について ・新年会の開催について
７　閉会		以上をもちまして、第３０回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。 （１０：００）

その他特に重要と認めた事項	

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

……

署名委員

……

署名委員

……